炭酸飲料

炭酸飲料　次に掲げる液体飲料をいう。ただし、この表に規定する果実飲料を除く。
一　飲用適の水（単に以下別表第四の炭酸飲料の項において「水」という。）に二酸化炭素を圧入したもの
二　一に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの

フレーバリング　この表の中欄に掲げる炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。
一　香料
二　果汁又は果実ピューレー
三　植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらからの抽出物
四　乳又は乳製品

果実飲料

果実飲料　果実ジュース、果実ミックスジュース、果粒入り果実ジュース、果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料をいう。

果実の搾汁　果実を破砕して搾汁又は裏ごし等をし、皮、種子等を除去したものをいう。

濃縮果汁　果実の搾汁を濃縮したもの若しくはこれに果実の搾汁、果実の搾汁を濃縮したもの若しくは還元果汁を混合したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。以下果実飲料の項において同じ。）が表1の基準以上（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。以下果実飲料の項において同じ。）が表2の基準以上）のものをいう。

表1（濃縮果汁の糖用屈折計示度の基準）

果実名	糖用屈折計示度の基準（ブリックス度）
オレンジ	二十
うんしゅうみかん	十八
グレープフルーツ	十八
りんご	二十
ぶどう	三十
パインアップル	二十七
もも	十六
なつみかん	十八
はっさく	二十
いよかん	二十
ポンカン	二十二
シイクワシャー	十六
日本なし	十六
西洋なし	二十二
かき	二十八
まるめろ	二十
すもも	十二
あんず	十四
クランベリー	十四
バナナ	四十六
パパイヤ	十八
キウイフルーツ	二十
マンゴー	二十六
グァバ	十六
パッションフルーツ	二十八

注　表1の果実以外の果実（表2の果実を除く。）にあっては、当該果実の搾汁の平均的な糖用屈折計示度の二倍を糖用屈折計示度の基準とする。

表2（濃縮果汁の酸度の基準）

果実名	酸度の基準（パーセント）
レモン	九
ライム	十二
うめ	七
かぼす	七

還元果汁　濃縮果汁を希釈したものであって、糖用屈折計示度が表3の基準以上、表1の基準未満（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度が表4の基準以上、表2の基準未満）のものをいう。

表3（還元果汁の糖用屈折計示度の基準）

果実名	糖用屈折計示度の基準（ブリックス度）
オレンジ	十一
うんしゅうみかん	九
グレープフルーツ	九
りんご	十
ぶどう	十一
パインアップル	十一
もも	八
なつみかん	九
はっさく	十
いよかん	十
ポンカン	十一
シイクワシャー	八
日本なし	八
西洋なし	十一
かき	十四
まるめろ	十
すもも	六
あんず	七